

✚ 貨物概要

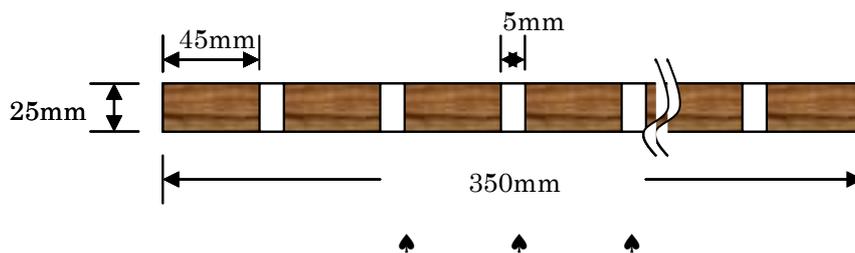
縦にひいた木製（竹製でないもの）の単板（幅 45 mm、厚さ 25 mm）と塩化ビニル製の単板（幅 25 mm、厚さ 5 mm）を 25 mmの厚さ方向と幅方向で交互に接着させて幅 350 mmの平板としたもの。キッチンカウンターの表面、衝立ての製造に使用されるもの。

✚ 分類

関税率表第 4421.99 号－2－(2)（統計細分 4421.99-999）のその他の木製品

✚ 分類理由

二以上の材料（木材及びプラスチック）から成る物品ですので、関税率表の解釈に関する通則 3(b)の規定が適用されます。材料として占める大きさの割合及び強度の面から、重要な特性を与えている構成材料は木材と認められますので、木材から成る製品として上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）